

令和4年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	特定健康診断及びがん検診の予約方法について	<p>特定健康診断、がん検診の予約が、電話、ネット予約となっていますが？ 電話はつながりにくい、ネット環境が無い方が殆どだと思います。 そこで配布時に、あなたは、何年、何月、何日ですと記載できないか？ 事務方の手間がかかる問題はあると思いますが宜しくご検討をお願い致します。（松阪市人口約20万人） 配布方法は、アイウエオ順、地域順等、マイナンバー-所得者順があると思います。 マイナンバー-所得促進につながると思います。 現状では、早いもん順で、不公平間があると思います。 以上宜しくご検討いただきます様宜しくお願い致します。</p>	<p>がん検診の集団検診のご予約が、特に電話予約の受付開始日には電話がつながりにくく、〇〇様には大変ご迷惑をお掛けしておりますことお詫び申し上げます。 がん検診の受診方法は、集団検診と医療機関でお受けいただく個別検診がございます。そのため、みなさまのご都合の良い受診方法を選択いただき、日程などご確認の上、ご自身でお申し込みいただいているところでございます。 松阪市としましてもがん検診受診の予約方法につきましては、電話予約の混雑を避けられるよう、インターネット予約も活用しながら、少しでもみなさまにスムーズにご予約いただけるよう研究しております。今回〇〇様にいただきましたご意見につきましては、健康づくり課内部で共有し、今後の参考にさせていただきたく存じます。引き続き、みなさまに簡便にご予約いただけるよう検討を重ねてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	健康づくり課 電話：20-8087
2	喫煙所について	<p>水道の事務所が入っている建物(セブンイレブンの斜め向かい)の横の歩道を通ると風向きによってはとてもタバコ臭いです 煙=副流煙も流れてきています タバコを吸うなどとは言いませんが、一般市民が通行する場所に煙や匂いが流れてくるのはダメでしょ？ あの喫煙所の閉鎖または移転をお願いします</p>	<p>ご意見を頂戴しました市役所本庁舎第三分館裏の喫煙所につきまして、この度は大変不快な思いをされたことと思います。 当喫煙所につきましては、令和元年に改正された健康増進法に基づき、設置要件にも該当するものとして設置しておりましたが、今回ご意見を頂戴したことで、再度設置要件を検討した結果、近日中に移転もしくは撤去をする方向で進めてまいります。 今後も、市民の皆様から頂戴いたしましたご意見につきまして、真摯に受け止め、市民の皆様が快適にご利用いただける市役所となるよう努めて参りますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	財務課 電話：53-4322

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	給食費の還付について知りたい	<p>先日既に納めた保育園給食費について多く納め過ぎた場合、その分を遡って還付することはできないとの窓口回答でした。</p> <p>多く納め過ぎた場合には、市町村税還付と同様に給食費も「給食費還付(充当)通知書」によりお知らせがあり、納め過ぎた給食費は還付するなどの救済措置があると思っていましたのでとても残念な気持ちになりました。他の市町村では、既に納めた後に免除が認定になった場合には、支払い分のうち認定期間分を還付された事例もあるようです。</p> <p>松阪市は本来免除されるはずだった分を遡って還付はできないということですが、なぜでしょうか？今のままでは私達のような生活弱者、社会的弱者を救済するためのセーフティネットとしては不十分であると思えません。</p> <p>申請保護者の申し出に基づき徴収の還付を可能にする仕組みを、もしくは市税課等との十分な連携をお願いしたい。</p> <p>何らかの理由で今後も同様の事例が生じる可能性があるため、信頼関係を損なわないように市民に寄り添い、必要な人がより確実に救済措置を受けられるよう対応していただきたい。</p>	<p>保育食材料費（給食費）については、各保育園・こども園の重要事項説明に記載しており、公立保育園・こども園においては、主食費（お米代等）が500円、副食費（おかず代）が4,500円の合計5,000円としています。</p> <p>ただし、市民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯や、障がい者のいる世帯については77,101円未満）の世帯の児童については副食費が免除されます。市民税所得割額が57,700円（または77,101円）以上か、未満かを確認するのは、児童が入園した時、前年度から継続して翌年度4月以降も在園する時、市民税所得割額に変更があった時になります。免除対象であった方が免除対象ではなくなった時も同様です。</p> <p>いずれの場合も免除対象（免除対象ではなくなった）と把握できた時に「副食費免除のお知らせ」（「副食費免除取消のお知らせ」）を発行し、その月分から免除（免除取消）としています。</p> <p>松阪市では保育食材料費（給食費）が掛かる全ての児童（公立保育園・こども園の3～5歳児クラス児童）について一律同じ取扱いをしており、遡及適用をしていません。</p> <p>そのほか、市民税所得割額に関係なく、副食費が免除となるワンモアベイビー支援の減免申請についても、減免申請されたその月から免除対象とし、遡及適用をしておりません。</p> <p>また、窓口での相談等で、市民税所得割額が変更となる可能性があると分かった場合については速やかに手続きをされるようご案内し、免除対象になりそうな方がより早く免除となるようにしてまいります。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>こども未来課 電話：53-4083</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	図書館におけるマスク着用について	<p>松阪市図書館の学習室を利用させてもらっているが、職員がマスクの着用をお願いして回っている。厚労省は、屋内でも会話が無く、距離も確保できる場合はマスクの着用は不要と示している。管理者の判断かもしれないが、他県の図書館においては学習室はマスク不要と示したところもあるようだ。</p> <p>距離が確保できない場合等はもちろん着用するが、着用しないほうが快適なので検討をお願いするとともに、着用を必要とするならその根拠についても伺いたい。</p>	<p>図書館では会話はほとんど行われませんが、マスクの必要がないと判断するためには、身体的距離を2メートル確保することが課題となります。学習室などは、椅子の間引きといった利用制限を行うことで距離を確保することも可能ではありますが、夏休み期間に入るということもあり、より多くの方が施設を利用できるようにしたいという考えから、現在図書館におけるマスクの着用を推奨しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が再び急速に拡大しているという現状もあり、ご不便をおかけいたしますが、感染防止の対策についてご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>松阪市といたしましては、今後とも利用者の皆様のご期待に応えられるよう尽力する所存ですので、図書館事業に対するご理解ご協力の程よろしく願いいたします。</p>	<p>生涯学習課 電話：53-4395</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	松阪市流水プールの監視員のプール監視中の水撒きの問題	<p>〇〇〇〇年〇〇〇〇年松阪市流水プールで監視員のアルバイトをしていた者です 当時流水プールの監視員プール監視中に水撒きをしていました プール監視中に水撒きをしていたら監視の中断であり危険であり人間の命と無意味な水撒きと比べたら人間の命の方が大切に決まっている 当時市の職員もいてプール監視中の水撒きを見ているのに何にも言わない 請負っていた事業所の一番の責任者の〇〇〇〇代表もプール監視中の水撒きを見ているのに何にも言わない 何故今頃になって苦情を言うのかと言うとプール監視中の水撒きによって心的外傷を負って今も苦しんでいるので プール監視中に水撒きをしている人 山形県のホームページでプール監視中に携帯電話を操作していたと苦情があったのですがプール監視中の水撒き携帯電話の操作と同じです プール監視中は監視に集中し水撒きのような愚かなことはやらないように徹底お願いします</p>	<p>「〇〇〇〇年〇〇〇〇年」当時とのことでございましたが、現在は監視中の監視員による水撒きは行っておりません。気温が高い場合は、プール内に利用者が入っていない休憩中に行っておりますので、ご安心ください。 監視業務については関係者全員気を引き締め、ご意見を頂いたことのみならず、総てのお客様が安全にそして安心して楽しんで頂ける様に努めてまいります。</p>	<p>中部台管理事務所 電話：26-1472</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
6	YouTubeによる公共施設の無駄使用による危険行為	<p>森林公園での奇行や中部台公園駐車場でレンタルバイクを乗りまわす動画を撮影し、投稿しているYouTubeがあります。</p> <p>市役所で把握されているなら対応されると思います。昨日現地を確認しましたところ、何も変わっていませんが、大丈夫でしょうか？</p> <p>中部台公園駐車場は、過去に毎週パトカーが巡回する事件や横断歩道で交通事故があり、チャンネル登録者5.5万人Instagramフォロワー7,890人とかなりの注目されているため、多方面からの来場による危険行為に発展しないか心配しております。</p> <p>別件で、〇〇〇〇の動画がアップロードされたため、〇〇〇〇の店長やInstagramに確認したところ、取材依頼もなく公開承認はしていないとのことでした。</p> <p>〇〇〇〇さんは、悪意を感じ無いと黙認されましたが、私が個人的に謝罪を促すメールをしました。残念ながら謝罪なく、動画に店舗名のテロップが追加、私への連絡もなくブロックされました。詳細が必要であれば、連絡をお願いします。</p> <p>犠牲者となる市民が出ないと良いですが、コロナで利用者が多く、夏休みも重なります。</p>	<p>森林公園（林業振興課所管）及び、中部台運動公園（スポーツ課所管）は、市民をはじめとした多くの方々にご利用をいただいております。</p> <p>今回のご意見をいただき、改めて施設全体の点検を行った結果、器物等も含め、破損箇所はございませんでした。</p> <p>夏休みに入り、子どもたちの利用が増加するシーズンに入っておりますので、引き続き、迷惑行為についても細心の注意を図り、安心してご利用いただけるよう、施設運営に努めて参ります。</p>	<p>林業振興課 電話：46-7124</p> <p>中部台管理事務所 電話：26-1472</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	職員の対応について	<p>市役所に対する不信感とともに苛立ちを感じたため意見を述べさせていただきます。</p> <p>先日書類を用意していただいた際、同じ書類は1枚で良いと伝えたところ、怪訝そうな顔を浮かべ「複数必要である」と言い、その意見を押し通されました。</p> <p>何度も伝えましたが返答が曖昧かつ必要であるという結論に至るため、諦めて書類をいただき帰宅しました。</p> <p>帰宅後家族に確認したところ、やはり1枚で十分だと言われ、書類作成にかかる費用をお支払いしていることもあり、話を聞く意思があまりなく雑に対応されたこと残念に感じました。</p> <p>毎日たくさんの人の対応を行い、大変な業務だと思いますが、人それぞれ様々な生活があることを認識し、市民に寄り添う気持ちをもった職員が増える事を祈っております。</p> <p>また、人によって態度を変えることのない市役所、全ての市民に優しい松阪市であることを願っております。</p> <p>一市民の意見として受け取っていただければ幸いです。</p>	<p>この度は職員が大変失礼な対応をいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>送付いただいた文面では詳しい状況を推しはかることはできませんが、対応した職員の説明が十分でなかったことが今回の原因であったことは間違いございません。</p> <p>ご来庁いただいた市民の皆様に対し、より丁寧な説明を行い、ご理解いただくよう全職員に周知させていただきます。</p> <p>最後になりましたが、今後も松阪市政に対するご指導・ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、ご健康に十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。</p>	職員課 電話：53-4221

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	保育園での陽性者が判明した時の保護者への連絡タイミングについて	<p>保育園での陽性者が判明した時の保護者への連絡タイミングについて7/21から「クラス閉鎖を実施する場合のみ連絡」と変わりましたが、なぜでしょうか？</p> <p>（0～2歳児クラス・・・3日以内に同一クラスで陽性者が2人以上、3～5歳児クラス・・・同一クラスで陽性者が5人以上）</p> <p>クラス閉鎖の判断基準は、特に意見ありませんが、保護者への連絡のタイミングが遅すぎます。従来通り、クラス内で1名陽性者が発生した際には、保護者へ連絡してください。</p> <p>連絡をもらい、その後、子どもを登園させるか、させないかは保護者の判断にゆだねればよいと思います。</p> <p>今のご時世、陽性になってしまうのはしかたないですし、だれがという詮索もしません。</p> <p>ただクラス閉鎖のタイミングで周知されても、同クラスの他の子が感染している可能性は高く、我が子が感染し、命に係わる事象が発生した場合は、市役所さんや保育園を訴えなければなりません。共働きですので、保育園に預けておりますが、従来、我が家では、他のクラスでコロナ陽性者が発生した際は登園自粛をしておりました。</p> <p>家族に基礎疾患があり、なるべくコロナウイルスに感染しないようにしていたため。</p> <p>今回の連絡タイミングの変更は到底納得できる内容ではありません。</p> <p>周知タイミングの訂正をお願いします。</p>	<p>今般の新型コロナウイルスの感染状況のなか、濃厚接触者の待機期間の短縮、保健所における保育園での濃厚接触者の特定がなされないこと等を受け、こども未来課、教育委員会・健康づくり課との協議の結果、園において、クラス閉鎖時のみ保護者様へお知らせすることといたしました。</p> <p>しかしながら、就学児童と就園乳幼児の成長発達の違いを鑑み、再考の結果、こども未来課としましては、陽性者発生時の保護者様への対応を見直し変更いたしました。</p> <p>今後は、保育園での陽性者発生時には、園から保護者様へお知らせすることとしました。</p>	<p>こども未来課 電話：53-4083</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	身近かな市議会に！	<p>6/28現在7月10日の投票日むけての参議院選挙が行われています。かつて70%を超える投票率でしたが前は48%台です。理由は色々あります。投票しても政治はかわらない 有権者の多い高齢者向けの政策が多すぎる 10代20代の若者には魅力がない テーマが身近なものではないetc その通りですが大きくは学校の主権者教育が未実施であることも大きな要因です 小生も議会を傍聴しますが、いつもごく少数、多くはポツンと一人。以前議会のトリセツが発刊されましたがご送付ください。又、月～金の昼間に議会が開催されますが、有権者多く占める人たちは傍聴ができません。もちろん、後日テレビで報道されます。議員さんの報告会がありますが、土・日なり夜間できませんか。そして、緊急事態に対応するには365日通年議会が必要では。日々災害、議会災害に対応するために？先般請願の件でおじゃましましたが「カミキレ1枚」これでは請願するための手続等が必要では。また、傍聴しますが我々には厚い議案のつづり、タブレットの事を話しました、もってかんすでのこと。色々ありますが議会として事務局として。`地方自治は民主主義の学校でもあります。地方議会の果たす役割は国レベルでは議員内閣制ですか 首長の政策具現化には議会を通さねばならないのですから より市民のニーズにあった開かれた民主的な松阪市政のために。</p>	<p>① 「トリセツ」の送付について 当文書に同封いたしましたのでご確認ください。</p> <p>② 土曜・日曜や夜間の議会開催、通年議会の開催について 休日や夜間における議会の開催は傍聴者の利便性を高めるなどの効果が見込めますが、それに対応・出席する職員の人的負担や超過勤務の取扱い等の解決すべき課題も多くあると考えておりますので、費用対効果を見極める必要があります。 また、通年議会の開催に関しては、本市議会の議会改革特別委員会において議論されているところであり、すでに導入されている他議会の動向も注視しながら今後も調査研究を進めてまいります。</p> <p>③ 請願・陳情の提出方法について 議会への請願や陳情の提出については、必ず記載しなければならない事項や請願には紹介議員が必要であること、趣旨説明の申出や審議をする時期などの運用を定めています。請願・陳情を提出されようとする場合は、お気軽に議会事務局（議事係：電話53-4434）までお問い合わせください。</p> <p>④ 傍聴者閲覧用の議案書等綴りについて 現在、議場の傍聴席等でご覧いただくための議案書は紙資料をファイルに綴じたものを貸出する形となっております。閲覧用貸出タブレット端末の導入に関しては経費的な問題等もあり、早期の実現は難しい状況ですのでご理解の程よろしくお願いたします。 なお、議会への提出議案等は現在も市ホームページ上で公開されており、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末等でご覧いただくことができますので、今後、そのことを傍聴者の皆様にご案内するなどの対応について検討いたします。</p>	<p>議会事務局 電話：53-4433</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	(なし)	<p>①環境美化活動は重要な課題で職員を含めて啓発活動にと書かれている割には、ゴミ拾いしてる横を市の車が走っていく…どう思いますか？これで啓発されてますか？美化活動意識が薄いのではないですか？⑤の問題も関連ですが、不法投棄されていても職員の意識が薄く見逃しで報告なしでは困ります。もっと意識を持たせてください。</p> <p>②広報に(市民の声を)記事募集されたことがあると思いますがそのことはどうなんですか？</p> <p>③防災冊子やゴミカレンダー、選挙公報等の配布は国民・市民の権利だと思いますがそれも無視ですか？選挙公報は選管の話ですと「新聞折り込みで対応してる、新聞をとってなくて配布希望の時は郵送します、次回からは自動的に郵送になる」という話でした。選挙は国民の権利義務として国を挙げて臨むべきものなのに全戸配布になっていないのはおかしい話。投票用紙と共におくればいいだけの話ではあるが、「松阪広報」と違って希望すれば送ってくれるだけましなのかも知れない。なぜこのように選挙公報と同じ対応がとれないのですか？これは市民の権利でもあります。</p> <p>④毎月報告を受けて調整してるようにかいてあるが、時治会に残ってる数の調査をしましたか？</p> <p>⑤どんなことを課題検討するのかよくわからないが、到達目標を設定する事自体がおかしいのです、</p> <p>⑦土地の管理者が不法投棄の責務を負うことで、今社会問題になってますが、家がゴミ屋敷化されてしまった時でも市は何もしない考えなんですか？</p>	<p>① 環境美化活動を含む環境分野は非常に重要な課題でございますので、引き続き、職員を含め市民全体に啓発活動を実施させていただきます。</p> <p>② 「市民の声」の制度について市民の皆さまに広く周知を図るため、不定期ではありますが広報まつさかに掲載することはあります。</p> <p>③ 現時点では、広報紙が自宅に配布されない場合は、広報紙を設置しております最寄りの公共施設やスーパー等をご案内させていただいております。</p> <p>広報紙の配布については、今後も市民の皆様のご意見を参考にしながら研究・検討してまいります。</p> <p>④ 広報の配布部数について変更が生じた場合は、振興局や地区市民センター等を通じ、連絡をいただいております。</p> <p>⑤ この目標についての指標につきましては、松阪市実施計画書にかかる活動指標となりますので、課内にて今後の活動指標についての見直しなどについても検討させていただきます。</p> <p>⑦ 家のごみ屋敷化については当市においても重要な課題となっております。複数の課にまたがる幅広い支援が必要になるため、関係各課と連携を図りながら対応しています。</p>	<p>職員課 電話：53-4221</p> <p>広報広聴課 電話：53-4311</p> <p>清掃事業課 電話：53-4470</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	(なし)	<p>⑧桂瀬の担当課長に誰に言って良いかわからないときだったので、連絡しました、今は辞められた模様なので気の毒ですが聞いてください、そのときは「どこの管轄かわからないので、とりあえずそのままにしてください、対処します」との返事だったと思います、国・県・個人所有ではないと思います、何処に捨てられているかはきちんと説明しましたのに、なかなか市は動かないんだなと感じましたので、県の管轄と思う時は写真を添えてテレビや冷蔵庫、タイヤ等4～5件建設事務所に行って説明しました。(他町村は処理が速いですよ)</p> <p>⑨昨年の実績には6月に1回日にちが入っていただけですよ、報告漏れですか？別に松阪のことを聞いているのに広域だけで尋ねるのはないでしょう。しかも不法投棄監視のパトロールは6月だけなんですか？他の月はしないのですか？マラソンコースのデイサービス絆から松阪嬉野線に戻るところはゴミが多いのかやたら不法投棄禁止の看板が多いです、中部台から中核工業団地内は拾っても拾ってもポイ捨てが続きます、中万町から山添町の道路沿いもかなりのものです。</p> <p>⑩土地の権利者の了解をとることは、看板を頂くときから百も承知です。県の承諾をもらい安全な方法で取り付けたいと思っていた矢先に、手続きが面倒とか責任問題とか言われコンクリートで固めた土台でも飛ばされると言われ断念しましたが、松阪市が建てた看板が転がっています、あれは風で飛ばされたら市が責任取るのですか？自治会が建てたと思われるガードレール等に取り付けたのは市が許可したんですか？その申請書はありますか？風で飛んだ場合の責任は自治会それとも市ですか？</p>	<p>⑧ 誠に申し訳ございませんが、再度、バッテリーが投棄されていた場所を教えていただけないでしょうか。</p> <p>⑨ 不法投棄防止監視パトロールにつきましては、6月だけではなく、年間36回実施しております。</p> <p>⑩ 前回の回答にて各課にて交付の条件がありますとさせていただきます。清掃事業課の交付条件としては、設置後の管理を含めて自治会申請にて交付させていただいております。</p>	<p>清掃事業課 電話：53-4470</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	松阪市の小・中学校における平和教育の推進について！	<p>1 平和教育の推進</p> <p>①現状と課題 ②今後の方向性 ③取組内容 ④評価指標 ⑤達成めざすSDGS</p> <p>上記のような形でご回答下さい 尚、日本国民の最上位法規は何か教えて下さい</p>	<p>(1)平和教育の現状と課題について (2)平和教育の今後の方向性について</p> <p>平和に関する学習については、教育基本法第1条において、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す」とする教育の目的のもと、学校教育の様々な場面において展開されています。</p> <p>日本や世界の歴史について学習をする社会科においては、学習指導要領には「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として、必要な公民的資質を養う」という目標に沿って学習を行っています。また、特別の教科 道徳では平和について考える教材をもとに、これまでの自分の思いや行動を振り返ることで、自分の生き方について考える学習を行っています。様々な場面において、子どもたちは学習の中で「生命の尊さ」「戦争の悲惨さ」「平和の大切さ」について学んでいます。</p> <p>松阪市教育委員会では、上記のような平和に関する学習が、子どもの発達段階に応じて継続的に行われることが大切であると考えています。そして、未来を生き、平和を守り、平和な世界を構築していくことをめざして、今後も取組を一層進めていきます。</p>	<p>学校支援課 電話：53-4387</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	松阪市の小・中学校における平和教育の推進について！	<p>1 平和教育の推進</p> <p>①現状と課題 ②今後の方向性 ③取組内容 ④評価指標 ⑤達成めざすSDGS</p> <p>上記のような形でご回答下さい 尚、日本国民の最上位法規は何か教えて下さい</p>	<p>(3)平和教育の取組内容について</p> <p>小中学校における平和教育については、学校教育の様々な教科・学習活動の中で取り組んでいます。</p> <p>社会科の歴史学習の中では、戦時中の人々の生活や被害について学ぶことを通して、子どもたちが平和の大切さについて改めて考えることができるようにしています。また、総合的な学習の時間には戦争について学んできたことを新聞の形式にまとめることで、戦争の悲惨さや平和の大切さを自分だけの学びにとどめるのではなく、考えたことをまわりの人に伝え広げていく学習活動も行っています。</p> <p>他にも、地域のボランティアや教師が戦争にかかわる本を子どもたちに読み聞かせたり、国語の戦争にかかわる教材文から当時の社会の様子や登場人物の心情を読み取ったりすることで、子どもたちが平和の大切さについて考えることができるようにしています。</p> <p>学校教育では、教科書を学ぶだけでなく、教科書で学び、自分の考えを持ち、平和な社会を創造する主体的に行動できる子どもの育成に取り組んでいます。</p> <p>(4)平和教育にかかわる評価指標について</p> <p>学習評価については、児童生徒にどのような力が身についたかという学習の成果を的確に捉えるようにしています。平和教育については、個別的な学習やなかまとの協働的な学習を通して、児童生徒の学習前の考えと比べ、どのように平和に対する考えが変化したかを個人内評価で捉えています。</p> <p>学校としての評価については、児童生徒や保護者、地域住民等への学校評価アンケートにおいて学校経営方針に基づく評価項目を設定しアンケートを実施しています。その評価をもとに、学校のこれまでの平和教育の取組が適切かどうか確認し、改善につなげています。</p>	<p>学校支援課 電話：53-4387</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	松阪市の小・中学校における平和教育の推進について！	<p>1 平和教育の推進</p> <p>①現状と課題 ②今後の方向性 ③取組内容 ④評価指標 ⑤達成めざすSDGs</p> <p>上記のような形でご回答下さい 尚、日本国民の最上位法規は何か教えて下さい</p>	<p>(5)達成をめざすSDGsについて 平和教育では、SDGs目標16「平和と公正をすべての人に」を達成することをめざしています。中でも、16.1「あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」、16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」等が挙げられます。また、平和教育に限らず、本市では児童生徒への学校教育では、「すべての子どもが、しっかりと学ぶことのできる公平で質の高い教育を無料で受け、小学校と中学校を卒業できるようにする」ため、目標4「質の高い教育をみんなに」を達成をめざすSDGsに掲げています。</p> <p>目標を達成するために、学習の中で新聞や信頼性の高いニュースやWebサイト等で、世界や日本でどんな問題があるのか、どんなことで苦しんでいる人がいるのか等について知り、考えたことを伝え合うことで、グローバルな視点で平和について考えることにつながると考えます。また、学校教育の中で一人ひとりが相手との違いを受け入れ、相手のよさを認める学習を進めることが争いをなくす第一歩にもつながると考えます。</p> <p>(6)日本国民の最上位法規について 日本国民の最上位法規は日本国憲法だと考えます。憲法第98条には「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあります。条文からも憲法条規に反する法律等は認められないためそのように考えます。</p>	<p>学校支援課 電話：53-4387</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
12	22松阪第000247号令和4年7月21日の市民の声返答の件	<p>1) 過疎対策事業債借入額（2015年～2021年度）が4,179,300千円ですが、4,179,300千円の市の負担になりますが、直近の借入残額をおしえて下さい。</p> <p>2) 回答が過疎債の内容のみになっておりません。質問は中山間地域対策の返答がありません。当該地域の担当部署である飯高飯南両地域振興局、並びにその部署を担当する本庁の担当部署の返答方もよろしく願います。過疎はハード面の事業に充当されるものと理解しますが、市独自でソフト面対策を講じなければ本来の過疎対策にはならないのではないのでしょうか。</p>	<p>松阪市における過疎対策事業債（以下「過疎債」という）の、令和4年3月31日時点での未償還額は、1,578,946,980円となっております。</p> <p>また、松阪市としましても、過疎地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、ソフト事業の重要性を認識しており、松阪市の過疎地域の持続的発展に向けた基本方針や施策、事業について定めた「松阪市過疎地域持続的発展計画」には、特に移住及び定住の促進のための取組や、交流人口の増加に向けてのソフト事業の充実を盛り込んでいます。</p> <p>なお、過疎債はソフト事業に対しても充当が可能となっておりますので、過疎債を活用しながら、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせ、過疎地域の持続的発展に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>飯南地域振興局 地域振興課 電話：32-2511</p> <p>飯高地域振興局 地域振興課 電話：46-7111</p> <p>経営企画課 電話：53-4319</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	ヤングケアラーの件	<p>標記の件は全国的に大きな課題になっております。他自治体では調査済ですが統計学的にみれば松阪市内の小中学生にも存在すると思えます。</p> <p>教育委員会として小中に何名のヤングケアラーがみえるのかおしえて下さい。</p> <p>又外国籍の子供たちも一定数存在すると思えますのでその方々はどれくらいみえるのか。</p> <p>更により重要なことですがケアラーのケアラー体制はどうなっているのでしょうか？その取組みは又教育委員会部局のみではなく市当局との連携はどうされてみえるのか。</p> <p>市民に可視下していただければ幸いです。</p>	<p>まず、ヤングケアラーの実態把握は、児童虐待の事案と同様に、児童生徒が家庭の状況を知られたくないと思ったり、本人や家族に自覚がなかったりする理由から、自発的に発信することが難しいと考えられます。</p> <p>しかしながら、児童生徒に自覚がなかったり、誰にも相談できずに耐えていたりする状況も考えられることから、市教育委員会としましては、学校に対し、日々の見守りを丁寧に行い、相談体制の充実を図ることを周知しております。</p> <p>市教育委員会が教職員に行いました、ヤングケアラーに関する調査においても、教職員のヤングケアラーに対する認知度が以前よりずいぶん上がり、ケアラーとして過度な負担を感じている児童生徒が存在するという認識をもち、見守りを行っております。</p> <p>さらに学校は、児童生徒に年間2回以上行ういじめ等の調査に、ヤングケアラーや児童虐待の兆候を見逃さない視点を踏まえ、実態把握に努めております。</p> <p>このような取組の結果、各校から市教育委員会へ該当する可能性がある児童生徒の報告もあり、松阪市こども支援課・健康福祉総務課など、関係機関と連携を密にした重層的な支援を行っております。しかしながら、該当する児童生徒は、ヤングケアラーとまでは認知しておらず、学校は当該保護者とながら、家庭状況をしっかり見守っているところです。</p> <p>市教育委員会といたしましては、今後も、児童生徒の育ちや教育に影響があるような家族の介護や支援を日常的に行うヤングケアラーの早期発見のために、心に寄り添った対応の実現に向けて開設された「心の相談窓口」を活用し、また、必要に応じて母語スタッフやハートケア相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問型の相談員を派遣するなど、関係機関と連携した支援を行ってまいります。</p>	<p>学校支援課 電話：53-4385</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	市長の語る会の件	<p>令和4年度に入り市長の語る会が実施されています。</p> <p>とりわけ住民自治協議会と語る会が精力的に展開されています。夕刊三重紙で会の内容を知ることができますがごく一部内容しか報道されております。</p> <p>質問に対する返答は松阪市を代表する極めて重い発言であります。</p> <p>そこで大変申し訳ありませんがオフシャルな会ですので同行されてみえる担当課は発言をすべて録音されてみえると思います。したがって文字にすべて起こしてみえると思いますので住民協のすべてのものをご送付いただくようお願い申し上げます。</p>	<p>松阪市では年間を通じて「市長と語る会」と題し、市内の各地域に出向き様々な行政課題について意見交換等を行っています。ご承知のとおり今年度は住民自治協議会の皆様と、発足して1年が経過した住民自治協議会についてや公共施設のコミュニティセンター化など現状や課題を共有し、市民の皆様と行政の協働によるまちづくりの更なる実現に向けて語る会を開催しています。</p> <p>このような開催趣旨であり、直接皆様と顔を合わせて「本音で語る」という会になりますので、会議録として公表しているものはございません。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4425</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
15	松阪市の小・中学校の性教育の推進	<p>標記の件、次の事項に基づきおしえて下さい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状と課題 2. 今後の方向性 3. 取組内容 4. 評価指標 5. 達成をめざすSDGs 	<p>松阪市の各学校では、養護教諭等が中心となり学校保健委員会等において、子どもたちに健康的な生活習慣の確立や、健康課題の解決に向けた取組を進めています。</p> <p>一方で、子どもたちを取り巻く生活環境の変化の伴い、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用や性非行、ネットやスマホ依存、過度なダイエット、自傷行為等、子どもたちの心身の健康に影響をおよぼす様々な課題が生じています。</p> <p>今後の方向性としましては、子どもたちが、生涯を通して充実した生活を送ることができるよう、心身の発達や健康状態について理解し、健康の保持増進に努めるとともに、心身の健康問題に適切に対処できる自己管理能力を育成していきます。</p> <p>学校での性教育の学習については、小学校3～6年体育保健領域の「体の発育・発達」、「心の健康」や、中学校保健体育の「体の発育・発達」、「生殖機能の成熟」、「性とどう向き合うか」において取り組まれています。また、特別活動や理科、家庭科等の教科でも触れるなど、教科間を超えた取組が進められています。</p> <p>また、新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症について、性教育の視点も踏まえて、正しく理解し、適切に判断や対応・対策ができる能力を育成するとともに、子どもたち一人ひとりに寄り添った取組を進めます。</p> <p>性教育の推進は、松阪市教育ビジョンでは「健康教育の推進」の施策に含まれており、評価指標を設定しておりませんが、学校との連携のもと取組状況の把握に努めていきます。</p> <p>持続可能な開発目標（SDGs）については、「すべての人に健康と福祉を」と「質の高い教育をみんなに」という目標を関連付け取り組んでいきます。</p>	<p>学校教育課 電話：53-4388</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
16	松阪市の小・中学校の主権者教育の推進	<p>標記の件、次の事項に基づきおしえて下さい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状と課題 2. 今後の方向性 3. 取組内容 4. 評価指標 5. 達成をめざすSDGs 	<p>(1)主権者教育の現状と課題について (2)主権者教育の今後の方向性について</p> <p>主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく主権者を育成すること」です。単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることが重要です。各校では、社会科だけでなく、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動など教育課程全体で取組が進められています。今後も、あらゆる教育活動の中で、主権者教育の推進を図っていきたいと考えます。</p> <p>(3)主権者教育の取組内容</p> <p>学校や地域によって取り組む学習内容は様々ですが、地域の特性に応じた学習活動を行っています。総合的な学習の時間において、防犯・防災・交通安全の観点から地域の危険箇所や安全対策を見つけ、よりよい校区づくりに努め、学校・地域に広める学習活動を行っている学校があります。また、地域の特産品をふるさと納税の返礼品にするために取り組む学習活動や、昔地域にあった人気のあった店の商品を復活させるために地域住民の声をもとに取り組む学習活動など、地域を活性化するために自分たちにできることは何かを考え、地域の人とともに取り組む学習を行う学校もありました。</p> <p>知識の理解にとどまらず、活動を通して社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を身につけさせることができるよう、各学校で創意工夫をしながら学習活動を行っています。</p>	<p>学校支援課 電話：53 - 4387</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
16	松阪市の小・中学校の主権者教育の推進	<p>標記の件、次の事項に基づきおしえて下さい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状と課題 2. 今後の方向性 3. 取組内容 4. 評価指標 5. 達成をめざすSDGs 	<p>(4)主権者教育にかかわる評価指標について 学習評価については、児童生徒にどのような力が身についたかという学習の成果を的確に捉えるようにしています。主権者教育については、個別的な学習やなかまとの協働的な学習を通して、国や社会の構成員の一人として、国や社会の問題を自分の問題として、主体的に考えどのように学習を進めてきたかを個人内評価で捉えています。</p> <p>学校としての評価については、児童生徒や保護者、地域住民等への学校評価アンケートにおいて学校経営方針に基づく評価項目を設定しアンケートを実施しています。その評価をもとに、学校のこれまでの主権者教育の取組が適切かどうか確認し、改善につなげています。</p> <p>(5)達成をめざすSDGsについて 平和教育に限らず、本市では児童生徒への学校教育では、「すべての子どもが、しっかりと学ぶことのできる公平で質の高い教育を無料で受け、小学校と中学校を卒業できるようにする」ため、目標4「質の高い教育をみんなに」を達成をめざすSDGsに掲げています。</p> <p>主権者教育については、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し行動できる主権者を育成することから、達成をめざすSDGsは目標11「住み続けられるまちづくりを」を考えています。さらに、児童生徒の住む社会の問題を自分の問題として捉え行動するという主権者教育の目標から、学習を進めていく中で、健康と福祉（目標3）、地方の文化や産品を広める（目標8）、環境問題（目標15など）等も達成をめざすSDGsになると考えています。</p>	<p>学校支援課 電話：53-4387</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
17	松阪市の指定文化財の案内の改訂版を！	<p>標記の件、平成17年（2005）1月1日、1市4町が合併し、新たな松阪市が誕生し、平成18年（2006年3月に刊行されました。以来16年が経過しました。</p> <p>その間、考古学関係では土偶宝塚古墳の船形埴輪、長谷川邸宅の重文指定、八千代等の登録文化財等の新たなる指定がありました。又、松阪城も国の指定となり、石垣の修理etcも行われておりますのでよろしく。</p> <p>一から始めるのではなくすでにベースがある訳ですのでそれほど大変な作業ではないのではと思います。</p> <p>産業文化部長、文化課長を始め優秀な方々のリーダーシップのもと、職員はじめ関係者の協力を得て進められることを。</p> <p>本年度の補正が無理であるならば来年度の事業として文化を大切にする松阪市として是非事業化されますようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>「松阪市の指定文化財案内」は、平成18年に発行し、指定文化財を紹介する冊子として広くご活用いただいております。しかしながら発行後15年以上が経過し、その内容を見直すことについてはご指摘いただいたとおりでございます。今後につきましては、改定の準備を前向きに検討してまいりたいと存じます。</p>	<p>文化課 電話：53-4393</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
18	薬師寺仁王門の件	<p>小生、昨年秋に30年ぶりにNP0松阪歴史文化舎主催で参宮街並を六軒から松阪市内迄の行事に参加しましたが仁王門が補強されてみえました。聞くところによると無住で檀家ない寺ようです。管理は朝田寺さんがされてみえるよう、70年周期で地震があります。文化財は基本的には所有者が補修等を行ない指定自治体より補助金でとのこと。門が地震で倒壊しその後再建するかそれ以前に倒壊防ぐのがよいのか判断は困難ですが、常識的には後者ではないでしょうか。</p> <p>当時は本堂（市指）仏像5体（市指）1体（県指）です。あつかいをどうされるか行政手続きは不勉強でわかりませんが、文化財保護審議会の議題でご検討いただけないでしょうか。</p> <p>また財政面についていろいろなルールがあるかと思えます。近年、他自治体ではクラウドファンディング資金集めて修理等行なわれた自治体もあるやに聞いております。文化財を観光面に活用することは交流人口を増やすことも大切です。それ以前に文化財を保護することは第1ではないかと愚考いたします。地震発生後では「オクレ」です。</p>	<p>薬師寺仁王門の補強処置に関しては、個人情報を含む内容であるためその議論の内容はお伝えできませんが、数年前に所有者・管理者からご相談を受け、強度を高めるために文化財保護審議会で議論・検討を尽くして補強したものでございます。</p> <p>なお、指定文化財の保護や修理の主体者は所有者であるという原則から、修理に対するクラウドファンディングやその他資金調達の方法に関しては、所有者の判断によるものと考えます。</p>	<p>文化課 電話：53-4393</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
19	市道郷津高町線の危険箇所について	<p>1. 通学路の安全対策について 令和4年2月議会において、上記対策として約40箇所の路線において予算が可決されました。 「安全・安心」な通学路確保に向けての事業であり、大変喜ばしいことであることから多くの市民が喜んでいることと思われます。 しかしながら、当該路線近傍の石津町に住んでいる市民としては、大いなる不満があります。 危険な2か所は荒木町地内にあって、石津町・荒木町地内の小学生の通学路となっていることから同じ町内に居住している身として、一市民としての竹上氏の考えを聞いてみたいと思います。</p>	<p>まず、「1. 通学路の安全対策について」ですが、一人では回答できませんので、市長として回答いたします。 政策として掲げております「安全・安心な生活」とは、「自然災害に備えた防災体制を強化し住民レベルでの災害対応を支援すること」、「日常生活における防犯対策」等を柱としています。今回、ご指摘いただきました「道路の安全対策」も重要な課題と考えております。 特に、本市においては、通学路や生活用道路として多くの市民に利用されている道路の安全確保のため、交通事故減少に寄与するハード整備、自治会及びPTAなどボランティア団体の協力による安全運転啓発などのソフト対策は継続していかなくてはなりません。 ご質問をいただきました「危険な障害物」がある市道は、通学生が多く、また、地域の生活用道路として多くの市民に利用されている重要な道路です。 この障害物は、この道路の側溝上にはみ出ているため、鋭角な突起に通行人等が接触した場合、大けがを招く恐れがあり非常に危険性の高いものであると認識しております。 本件に関しましては担当部局へ現場を確認し、撤去の実現に向けた対応に取り組むよう指示いたしました。 今後も、市民に安全・安心を感じていただけるまちづくりを念頭に努力いたしますので、ご理解とご協力を賜りますよう、また、お気づきの点がございましたらお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>	建設保全課 電話：53-4412

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
19	市道郷津高町線の危険箇所について	<p>2. 令和2年3月31日付け回答について 「今後も、設置者に対し危険物を除去するよう求めます」とありますので、これ以降の対応状況を時系列で整理し説明して下さい。 少し前に、駅前の歩道部に違法占用・設置されている看板等について、全国ニュースに取り上げられて改善されたのが記憶に新しいですが、ここまでいかないと対処できないのでしょうか。はなはだ疑問に感じます。 仮に、違法占用しているのであれば、法的手段に訴えることも必要ではないでしょうか。 “法治国家とは何ぞや”と考えてしまいますので、この点に関して市役所（建設保全課）の見解を示してください。 以上回答は、文書でよろしく申し上げます。</p>	<p>次に、「2. 令和2年3月31日付け回答について」ですが、この障害物は、令和2年1月に1箇所が撤去されましたが、その際にも所有者に対して残り2箇所の撤去を求め、引き続き指導していくことを伝えました。 その後、令和4年3月と7月に所有者を訪問し、依然として障害物が撤去されていないこと、通学路でもあることを伝え、所有者により撤去するよう求めましたが、残りの2箇所については、現在も撤去に至っておりません。 また、市内には、本物件以外にも道路上に不法な占用物件があり、当障害物も含めて、現在、撤去に向けての指導、啓発活動の連携を警察と図っております。 撤去する行為の義務者は設置した所有者にあり、撤去に当たっては所有者が行う行為です。 所有者が指導に従わない場合には、道路法第43条及び第71条第1項に基づく代理行為等を行政に実行する権限があり、解決策の一つではあると考えますが、原則である所有者本人による撤去の実現に向け対応を行っていきます。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
20	男子トイレに汚物入れを	<p>先般15年ぶりに伊勢の外宮、内宮へ行きました。帰えり、伊勢市役所のトイレを利用してもらいましたが、汚物入れがありました。そういえばキャスターの小倉智昭さんが膀胱ガンで膀胱全適後にパット使用のことを思い出しました。ガン治療や排泄障害でパットやオムツが必要な市民もみえるのではないのでしょうか。市が管理する男子のトイレにもサンタリーボックスを設置していただけないのでしょうか。誰にとっても快適な排泄環境のある生活がしたいのではないのでしょうか。</p>	<p>男性トイレにサンタリーボックスを設置する必要性につきましては、ご指摘のとおりと考えます。 新型コロナウイルス感染症への対策を含めた衛生面や管理面についての課題を研究し、今後設置について検討してまいります。</p>	<p>財務課 電話：53-4356</p>
21	我が母校名門？「鎌田中学」の件	<p>小生教育問題に関心があり松阪市の小中学校適正委員会を傍聴させていただいております。1昨年母校がどうなっているか労金松阪支店の帰りに立ち寄りしましたがすばらしい校舎になっておりびっくりしました。 さて、鎌中は第4・港小校区で、第1は選択制（だれもいかない）第1第2第3幸小校区の殿中は校舎も古くグラウンドもあのような状態です。鎌田中学みたいなものにしていただくをお願いします。</p>	<p>初めに殿町中学校の最も古い校舎は昭和39年建築であり、築58年が経過していることから施設の老朽化が進んでおります。しかし、現段階では改築の具体的な計画が定まっていない状況です。 また、鎌田中学校の校舎は、生徒の充実した学習や学校生活、教職員にとって働きやすい職場としての空間づくりや地域との協働による学校運営を体現する校舎づくりだけでなく、学びと交流を通じたまちづくりの拠点としての校舎づくりを目指し、学校と地域のスペースが一つの建物に共存するという新たなモデルとして建築されております。 ただ、新たな取り組みであるため、それぞれの地域の実情を踏まえたうえで、検証していく必要があることから、学校運営や地域コミュニティの場としての活動を通して、メリット・デメリットを検証しながら、それぞれの地域に合ったかたちでの学校施設の充実を図っていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。</p>	<p>教育総務課 電話：53-4382</p>

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
22	<p>学校の管理栄養士さんごくろうさんand保護者の皆さん家計のやりくりは！</p>	<p>ウクライナ円安で物価高が給食をどうするかで現場では創意工夫していただきありがとうございます。全国の子供を大切にする地方自治体では平時から学校給食の無償化がすすんでおります。松阪市そのような方針では？給食で保護者が負担しているのは材料費です。幼稚園・小学校低学年で4,400円、小学校高学年で4,500円、中学校で4,800円ですネ。 以前も全国では夏休み明けに家庭で十分な食事ができず、2月期をむかえて体力低下ありとの報道もありましたネ。 松阪市の財政調整金は5月には113億円と3年の前倒しとか。 学校教育は食育であります。学校給食を無償化すると約6億円程度になるのではないのでしょうか。財政調整金とは何んでしょうか。市民がそれも未来の松阪をしょってたつ子供に夢と希望をもてるために「食」を与えてやって下さい。物価が落ちついく期間は給食の無償化をよろしく願いいたします。おちついてくれば元にもどすことは良識ある松阪市民は何もいわせんに！</p>	<p>学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るほか、食を通して食べ物を大事にし、食料の生産にかかわる人々への感謝の心を養うことを目的としています。 給食費の無償化については、食事をするという生きる上で必要な費用、自分たちが食べるものは自ら負担をいただくことが原則であると考えております。 そのようなことから、保護者の方には学校給食における食材費のみをご負担していただいておりますが、昨今の社会情勢をみると新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計が影響を受け、経済的理由等により支払いが困難なご家庭もあります。 市としましては、給食費の支払いが困難な状況となった方へは、生活保護制度や就学援助制度など、各種の給食費の助成を行っているところです。 学校給食施設の管理運営に伴う費用のほか、食材価格の値上がりも学校給食を安定的に運営していく懸念材料となってきていますが、今後も安全・安心な給食の提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしく願いいたします。</p>	<p>給食管理課 電話：61-1155</p>